

○議長（高橋伸二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。七番高橋克也君。

〔七番 高橋克也君登壇〕

○七番（高橋克也君） 自由民主党・県民会議の高橋克也でございます。ラストバッター、皆様お疲れかと思いますが、目の覚めるような質問をさせていただければと思っております。

昨年、令和五年度十月に施行された宮城県議会議員選挙において、地元仙台市若林区より共産党候補に競り勝って当選いたしました。共産党に勝つことは、自由経済・民主主義を守る自民党にとつての党是であり、大義であります。県政の一翼を担う県議会で、仙台市内選出は私、高橋克也が最年少。責任世代代表として頑張つてまいります。発言の機会を頂きました会派皆様には感謝申し上げます、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、大綱三点について質問いたします。

大綱一点目、村井県政の運営について伺いいたします。

近年、社会課題が複雑化し、行政への期待役割も高まる中、客観的な証拠に基づく有効的な施策立案が求められています。課題が多様化し、世代間や経済格差から、まだまだ光が当たらない課題も散見されている中で、県民一人一人が、安全で恵み豊かな県土の中で幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城、村井県政が掲げる新・宮城の将来ビジョンの実現には、もっと効果的かつ根拠に基づく政策の実現が推進されなければなりません。国は現在、地方自治体の現場でEBPM、エビデンス・ベスト・ポリシー・メイキング、エビデンスに基づく政策形成を推進し、取組が少しずつ進められております。内閣府による説明では、EBPMとは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で、合理的根拠に基づくものとするこトです。政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、適正な予算運営の下で、県民の行政への信頼確保に資するものです。なぜ、大綱一点目として質問しているのか。これは宮城県が推し進める政策全てにおいて対象となる重要なことであり、このEBPMを実践し、精度を高めていくことが、各部署の政策立案精度を高め、持続可能な宮城県をつくること、村井県政の政策を加速することにつながり、結果、県民皆様とともに新・宮城の将来ビジョンの

達成につながるからであります。実際、広島県での取組が国でも評価されております。E B P Mを進め、令和六年度の行政経営方針に盛り込み、戦略的な施策マネジメントを掲げ、戦略構築力の向上を目的とし、実践しています。令和五年度の取組には、戦略構築に必要な基礎的な知識の定着のため、全職員を対象とした事業計画策定研修や、事業課課長級職員を対象としたE B P M基礎研修など各種職員研修を実施し、令和六年度の取組として、仮説思考に基づく戦略構築に必要な基本的な知識・スキルの更なる定着を図り、また、戦略に基づき、成果獲得の確度を高める適切な戦術を構築するため、ビジネスプランやE B P Mの考え方・手法を適切に実践できるスキルの養成を図るなど、職員皆様へスキルアップの機会を提供していくそうです。ちなみに、広島県は、病院再編もしております。持続可能な宮城県を確立するには、限りある予算を効率的に配分する必要があります。地方自治法第二条十四項、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならぬわけであります。その政策効果、予算配分の適正管理から根拠に基づく評価制度を確立していく必要があります。私たち三十代責任世代の議員が次の三十年の宮城に向けて、そして百年時代の宮城づくりに向け、ただ行動するのではなく、明確な方針の下、根拠のある、効果のある、そして責任ある行動を取っていかなければなりません。まず、このE B P Mについて、宮城県でも根拠に基づく政策立案の重要性をうたわれていますが、知事の所見をお伺いいたします。また、県民の満足度や幸福度の達成をどのようにはかり、その根拠に基づく政策をどのようなプロセスを経て立案しているのか。その政策に伴う予算原案はどのように作成しているのか、お伺いします。続いて、持続可能な宮城に向け、政策立案についての学びの機会を職員皆様にも提供していくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、群馬県には知事直轄の知事戦略部が創設され、秘書課、戦略企画課——こちらでE B P Mを担当されています。メディアプロモーション課、デジタルトランスフォーメーション戦略課、業務プロセス改革課、グリーンイノベーション推進課、交通イノベーション課が配置されています。民間企業でも、総務だけでなく、広報発信部門や組織改革部門は、代表直轄の部門が構成されることで、バックヤードの充実が意識されております。令和六年度に向け、新たな組織改編案も出てきておりますが、広報発信、ま

た同時に広聴の機会、パブリックコメントの重要性の高まりから、新・宮城の将来ビジョン達成に向け、知事直轄の組織をまとめた組織改編をすべきではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。更に、選挙戦の際には、多くの方から四病院再編問題は、突然の問題提起だ、初めて聞いたという県民皆様が多く、実際に県民皆様が宮城県的重要課題、政策を把握できてないことがあります。効果的な広聴の機会、パブリックコメント実施システムを確立すれば、様々な課題問題に対し、多様な意見が集まってまいります。アライブづくりのようなパブリックコメントの募集ではなく、根拠に基づく効果的な政策立案に向け、DXを生かした広聴の機会が必要と考えますが、所見をお伺いします。

次に、令和六年一月、県ホームページにおいて、「県民サービスの向上」のページが更新されました。そこにはこう記載されております。「地方分権時代において、各地方公共団体が提供するサービスの量・質は、ともに自らの判断に任せられる側面が拡大していきます。地方公共団体も職員自身も、国を向いて仕事をするのではなく、県民の皆様の方を向いてその声をきちんと聴き、その本質を理解し、県民ニーズを的確に把握した上で、政策の方向や必要なサービスのあり方を自ら考えて実践する必要があると思います。」「サービス理念」と三つの「行動指針」を基本的考え方として、県民の皆様の満足度を高めるような仕事の仕方を実践することを目的に、「県民サービス向上運動」を実施する」と書いてあります。まず、サービス理念とは「情報公開と県民参加を基本とし、県民の満足の向上を第一と考えたサービスの提供」、三つの行動指針とは「ホスピタリティの向上、行政速度の向上、情報発信度の向上」と記載されております。この理念も大事ではありますが、新・宮城の将来ビジョンには、県政運営理念はあるが、行動理念となるものではなく、職員の使命、価値観、行動指針となるものは明示されておられません。職員一丸となって、新・宮城の将来ビジョン達成には明確な行動理念が必要ではないかと考えますが、知事の所見をお伺いします。そして、情報公開と県民参加を基本とし、県民の満足の向上を第一と考えたサービスの提供、ホスピタリティの向上、行政速度の向上、情報発信度の向上、具体的にどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

次に、大綱二点目、子育て世代へ安全安心な環境構築についてお伺いいたしま

す。国の調査では、二〇三〇年代に入ると、我が国の若年人口は現在の倍速で急減することから、少子化はもはや歯止めの利かない状況になり、二〇三〇年代に入るまでのこれから六、七年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスと言われております。宮城県は、合計特殊出生率の低さが全国二位と出生率への課題が顕著に現われ、令和六年度予算も様々な面で取組を検討しております。出生率低下の対策には、県民皆様はもとより、県外の方にも宮城に来ていただき、住み暮らしていただかなければなりません。ハード・ソフト面ともに、安全安心な子育て教育サポート環境が整わないと、宮城県へ子育て世代の移住は進まないのではないかと考えます。子育て世代への安全安心で問題視されているのが、近年の小児性犯罪への対応であります。気仙沼市の児童センターの職員が幼い子供にわいせつな行為をしたとして逮捕される事案、仙台市の児童館で職員がスマートフォンで児童の着替えの様子を盗撮したとみられる事件、東北医科薬科大病院の医師までも逮捕される事案などが続いております。小児性犯罪が多発するような地域で安全安心な子育てができるとは思えません。不安視する子育て世代の声も出ている中で、まずはこのような全国でも頻発している小児性犯罪対策に対し、全国知事会会長でもある村井知事の所見をお伺いいたします。また、現時点で把握している近年の小児性犯罪数についてお尋ねいたします。そして、昨年十月二十七日には、事態の緊急性を鑑み会議が開催されたということですが、会議自体が非公開でありました。どのような会議内容で、どこまで話を進めたのか、お伺いいたします。

次に、日本版DBS制度について、本国会で法案を提出予定でありますDBS、デイスクロージャー・アンド・バーリング・サービス、犯罪前歴開示・前歴者就業制限機構、それぞれの単語の頭文字を取ってDBSと呼ばれています。子供と接する仕事に就く人に、性犯罪歴がないことを確認する制度で、既にイギリスでは導入されています。どういった制度かといいますと、まず、子供に関わる職業や活動を行う事業者が就業を希望する人の承諾を得て、DBSに性犯罪歴などのチェックを依頼します。DBSは裁判所や警察の情報などを照会し、仕事に就きたい人本人に証明書を発行し、事業者にも通知します。これによって、性犯罪歴がある人の採用を未然に防ぐことができる制度です。日本でDBSへの関心が高まったのは、三年前に起きた強制わいせつ事件です。保育士のマッチングアプリを利用していたベビーシッターの男二人が保育中の子供の体を

触り逮捕された事件。二人は、性犯罪を繰り返していました。何ともおぞましい事件であります。子供に対する性犯罪は、被害に気づくきっかけをつかみにくいことや、子供が被害の実態をうまく証明できない可能性が高く、また報告することができない心理的作用があると考えられ、未然に防ぐために仕組みが必要とされています。そこで、こども家庭庁では、昨年、日本版DBS制度の方向性を示す報告書をまとめました。報告書によりますと、子供に関わる仕事に就く際に雇用する側が、性犯罪歴があるかどうかを政府が管理する性犯罪歴システムで確認すべきこと、また、どの職業を対象にすべきか、そのようなことが報告されております。さきに述べた事件や児童虐待相談件数の増加に伴い、令和四年の児童福祉法の一部改正から児童をわいせつ行為から守る環境整備、性犯罪歴等の証明を求める仕組み、日本版DBSの導入に先駆けた取組強化が令和六年度からスタートいたします。中身は、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行うとのことですが、まず、法案改正は保育士が対象となり、データベース上で犯罪歴を一元管理する仕組みで、都道府県がデータベースへの報告者となるとのことですが、こういったプロセスで報告するのか、事案発生からの流れ、管理体制をお伺いいたします。

続けて、報告書には、日本版DBS対象となる事業者について義務づけとするのは、学校や保育所、児童養護施設など、公的な機関も推奨すると報告され、その方向に法案も向かっています。親としては、子供と接する職業に就く人には全てを対象に義務づけてほしいという思いがあります。しかし、憲法で職業選択の自由が定められており、有識者会議でも「対象となる性犯罪歴のある人は、憲法で保障された職業選択の自由などを事実上制限されることになるとして、必要性や合理性が認められる範囲でなければならぬ」との意見もあります。一方で「できるだけ対象を広げるべきだ」という意見もあります。民間事業者は、学校などの公的機関のような監督や制裁の仕組みが必ずしも整っていない場合があります。提供を受ける性犯罪歴などを適切に管理することが果たしてできるのかという声から、今回は、学童クラブ・学習塾・スポーツクラブ・スイミングクラブ・民間の事業者については問題視されつつも、一部任意となったそうです。

ただ、全国規模の学習塾で塾講師が自身の小児性愛者グループに生徒の写真を投稿、住所まで公開している事案も発生している中で、未来ある子供たちを守るために、公的機関や自治体が監督や制裁の仕組みを条例で整備し、この対象職業拡大に向けた自治体独自のDBS制度の確立も検討すべきではないかと考えますが、全国知事会会長でもある知事の所見をお伺いします。また、性犯罪は、青少年健全育成条例など自治体ごとに定められた条例にのっとって検挙されることも多くあります。「各自治体の条例で、罪となる行為や構成要件が違う痴漢などの性犯罪が含まれないと子供たちの権利が守られるとはとても言えない」と日本大学の末富教授の話にもあるとおりです。自民党内でも、条例の内容は自治体ごとにはらつきがあることから、国が把握することに課題があるとして、更なる検討が必要だとしていました。しかし、各自治体の条例で取り締まる犯罪もDBS対象に含める方針かつ裁判所による事実認定を経た性犯罪の前科を対象にすべきと動き出しています。守るべきは、加害者の大人ではなく、未来ある子供たちです。まずは、全国知事会会長である村井知事が全国へ統一の性犯罪から子供たちを守る条例を全国へ波及するように動き出していくべきではないかと考えますが、所見をお伺いいたします。そして、ベビーシッターのマッチングサイトについて、認証制度の対象事業者に含まれるように検討すると子ども家庭庁は説明していますが、宮城県の居宅訪問型認可外保育事業者へDBS制度が確立した場合、どのような連携を取っているのか見解をお伺いいたします。

次に、高等学校及び高等教育の無償化について、与党子供世代、子育て世代の責任代表としてお伺いいたします。決して共産党さんと同じ立ち位置での質問ではございません。

定期的に議題に上がる高等学校及び高等教育の無償化ではありますが、政府の子ども未来戦略において、子ども家庭庁が令和六年度予算拡充案件として、高等教育の修学支援制度を実施いたします。大学等における修学の支援に関する法律に基づき、低所得世帯の学生に対し、高等教育の修学支援・授業料等の減免・給付型奨学金を実施するとともに、骨太の方針や子ども未来戦略を踏まえ、令和六年度より多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ支援を拡大するとして、予算五千四百三十八億円を計上しております。

大阪、東京と所得制限を廃した高等学校及び高等教育の無償化が始まる中で、政府与党

自民党も子ども未来戦略、高等教育の無償化を掲げ、県議会にも各団体より、私立高等学校に対する助成強化が請願されています。来年度から高校授業料の実質無償化に向けて調整を進めている東京都は、全国でも同様の取組を行うように国に対して要望したというニュースがあつたようですが、本来であれば、全国知事会会長である村井知事のお膝元宮城県でも所得制限を撤廃し、会長として国へ要望すべきだったのではないのでしょうか。そこで、県内高等学校及び高等教育の完全無償化、所得制限の撤廃に向け、知事の所見をお伺いいたします。

大綱三点目、若年層への障害福祉についてお伺いいたします。

WHO、世界保健機構の世界聴覚報告書によると、二〇五〇年までに世界で約二十五億人、四人に一人が難聴を抱えて生活するとのことです。うち少なくとも七億人は、何らかの対策を取らなければ、耳と聴覚のケア及びそのリハビリサービスを利用しなければなりません。近いうちに、若年層の聴覚問題が社会課題となる中で話題になった若者の中途聴覚障害者の恋愛模様を描いたドラマ、サイレントでも中途聴覚障害者の実情が描かれており、様々な影響がありました。かく言う私自身も、三十歳を境に聴力が低下し、現在では補聴器を使用している難聴者であります。あと一つ、聴覚レベルが下があれば軽度聴覚障害者に認定されるぐらいの聴力であります。ここで一部の聴覚障害者問題について御理解いただきたいと思えます。まず、難聴者と中途聴覚障害者の区別です。中途聴覚障害者の方は、成人してから失聴しているため、それまでの聞こえている生活の中で身についた発声ができます。また、話の流れを推測しながら、口話、読話によって、相手の言うことを読み取る訓練をしている人もいます。このため、聴覚障害がなく普通に会話ができるように思われる、話せるので聞こえると思われることが多くあります。しかし、実際は早口や複数人でのやり取り、暗いところでは困難であり、口話、読話は周囲が想像する以上に集中力を必要とします。また、中途失聴者、難聴者を含む聴覚障害者は、多くの人は見た目からでは特徴があるわけではなく、その障害が分かりません。例えば、職場や学校に向かう通勤・通学路で、一日に何人の聴覚障害者と擦れ違っているか把握できている人はいないはずです。例えば、見た目では聞こえる・聞こえない、障害がある・ないは判断できないからです。中途失聴者、難聴者は社会生活において何らかの障害に出会うことで初めて困難や障害が生まれ、その困り事が周囲には伝

わからないことが多いわけです。この場で登壇し、私自身この難聴の事実をお伝えしなければ、私が難聴者だと分からなかった方もこの場に多くいると思います。この議場が難聴者には意外と聞き取りづらいことは理解し難いはずで、こういった現状、課題で、若年層への聴覚障害サポートの充実と心理的安全性の確保の重要性が高まっておりますが、知事の所見をお伺いいたします。また、実際に若年層の聴覚障害者数を県で把握しているのか、取っていただければどのような対策を取っているのか、お尋ねいたします。そして、耳と聴覚ケアへの政策投資は、費用対効果が高いことが示されております。認知症の予防にもつながります。認知症への対策が事前にできれば、社会福祉費の抑制にもつながると考えます。しかし、私が使用している補聴器でも、金額で五十万円。これはスタンダードなレベル。これより下は保険がなく、壊してもなくしてもまた買い直ししなければなりません。補聴器のレベルは金額によって、モノクロテレビから8Kテレビぐらいまでの差があります。使用しているこの金額で4Kでもないただのカラーテレビレベルの補聴器であります。所得のあるなしにかかわらず、障害者福祉へは、均一なサービスを提供すべきと考えます。この補聴器を含む実装具に関する補助を将来も見据えて検討していくべきではないか、県の見解をお伺いします。また、小児医療では、風疹や髄膜炎の予防接種、妊産婦や新生児のケアの改善、中耳炎のスクリーニングと早期管理などの対策により、難聴の六〇%近くを予防することができるそうです。成人の場合は、騒音対策、安全な聞き取り、耳の衛生管理を行うことで、良好な聴力を維持し、難聴の可能性を減らすことができます。この対策、予防の普及啓発が必要と考えますが、県耳鼻咽喉科医との連携状況、県の対策、また普及活動の状況をお伺いいたします。

最後に、難聴者や中途失聴者の困り事は主に個人の対人コミュニケーションや偏見、聞こえてないことで生じる誤解などが原因となるものですが、私たちは社会が聞こえることが前提となっているために、様々な制度や設備において難聴、中途失聴者が困ることがあります。障害を個人の側ではなく、社会が作り出しているという障害の社会モデルの観点で見ると、例えば、公的機関、店舗、企業・行政サービスにおいて、緊急時の案内やイレギュラーな対応などは、音声情報で行われることがあります。東日本大震災では、津波警報が街中でのスピーカーから発せられ、聴覚障害者に届かなかったケースや、コロナ禍でマスク着用、フィルムを挟んでの受付対応は大変に聞き取りづら

いという声もありました。社会全体でそこには聞こえない人の意見も踏まえて、新・宮城の未来ビジョンの一つの柱、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりをしていただきたいと思います。知事の所見をお伺いし、少し大きな声での答弁をお願いさせていただいて、壇上からの質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 高橋克也議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、村井県政の運営についての御質問にお答えいたします。

初めに、証拠に基づく政策立案等についてのお尋ねにお答えいたします。

統計的分析等のエビデンスを活用して政策立案を行うことは、政策効果を高めていく上で、大変重要であると認識しております。県では、このような考えの下、事業ごとに設定したKPIの達成状況等を把握するとともに、統計データの活用促進に向けた職員研修の実施や、地域経済分析システム等を用いた企業の実態把握・分析などにより、データに基づく政策立案の促進を図っております。また、予算編成に当たっては、政策・施策の目標指標の達成状況や、県民意識調査による県民の満足度等を基に、総合的な評価を実施し、その結果、更に進めるべきとされた子育て環境の整備や、産業人材の育成・確保などの取組に対して重点的に予算を配分するなど、様々なデータを有効に活用して予算編成を行っております。

次に、新・宮城の未来ビジョンの推進に向けて知事直轄の組織改編をすべきとの御質問にお答えいたします。

政策の推進を図るため、複数の県において知事直轄の組織を導入していることは承知しております。我が県においては、私と各部局長をはじめとした職員が、日頃から意見を交わしながら、県組織が一体となって、政策の推進に取り組んでいるところであります。県としては、引き続き、職員との活発な意見交換により、風通しのよい組織の維持に努めるほか、社会環境の変化や、効率的な行政運営を踏まえながら、新・宮城の将来ビジョンの実現に向けて、適時適切に組織改編を行ってまいります。

次に、DXを活用した効果的な広聴についての御質問にお答えいたします。

県では、政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民参画による開かれた県政を推進するため、県民の意見提出手続として、いわゆる、パブリックコメントを平成十五年から行っております。県民の皆様がこれらの情報にアクセスしやすいよう、県ホームページのトップに目的別の検索項目を示し、計画等の案を閲覧できるようにしているほか、インターネットの利用が難しい方には、県政情報センターや各地方県政情報コーナーでも閲覧できる環境を整えております。これまでは、県民の皆様への認知度や関心に依存した受け身の広聴が中心でしたが、現在、マイナンバーカードと連携したスマホアプリを活用するなど、県民の利便性向上につながる行政サービスを各分野で提供することとしており、アンケートを随時プッシュ型で行うことができるアプリ機能などの導入について検討を進めているところであります。今後も、全ての県民の皆様がDXの効果を感じることができるような広聴の取組を進めてまいります。次に、県民サービスの向上に向けた具体的な取組についての御質問にお答えいたします。

県では、県民サービスの向上の取組を総合的に推進するため、全ての所属に県民サービス向上担当責任者を置き、県民等からの県政に関する御意見や要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する体制を整備しております。また、サービス理念及び行動指針の周知を図るため、毎年度、県民サービス向上運動の全庁目標を設定するなど、職員への浸透に努めているところであります。具体的には、庁舎内で困っている様子の方に声をかける、問合せがあった際には回答までのおおよその時間を説明する。県民に分かりやすい言葉で丁寧の説明するなどの取組を全庁で推進しております。県民の皆様からは、御意見カード等により、毎年度数百件の御意見が寄せられており、優れた事例や反省すべき事例が蓄積されておりますので、これらの知見を全庁に広く展開し、県民満足度の向上に努めてまいります。

次に、大綱二点目、子育て世代への安全安心な環境構築についての御質問のうち、高等学校及び高等教育の無償化と所得制限撤廃についてのお尋ねにお答えいたします。

未来を担う若い世代の教育費負担の軽減は、重要な課題であると認識しております。

これまで全国知事会では、高校生に対しては、就学支援制度における対象者の拡充や所得要件の緩和など、また、大学や専門学校等の学生に対しては、高等教育の修学支援新制度における支援の拡大などを国に要望してまいりました。東京都や大阪府など一部の自治体では、独自の授業料無償化を行う予定と伺っておりますが、巨額の財政負担を伴うことから、我が県を含め多くの自治体での実施は難しいのが実情であります。家庭の経済的な事情にかかわらず、希望する教育を等しく受けられるようにすることは全国共通の課題であり、こうした思いを共有する各都道府県の意向を踏まえながら、全国知事会会長として、更なる支援の拡充を国に強く求めてまいります。

次に、大綱三点目、若年層への障害福祉についての御質問のうち、耳が聞こえない人の意見も踏まえた地域社会づくりについてのお尋ねにお答えいたします。

誰もが暮らしやすい社会の構築に向けて取組を推進することは県の責務であり、障害のない人を前提につくられた社会の仕組みを改善することが、障害のある人の不利益や困難の解消につながるものと認識しております。そのため、県では、障害当事者の御意見を踏まえながら、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例や手話言語条例を制定し、差別解消に向けた交流イベントや災害発生時の聴覚障害者支援に関するパンフレットによる普及啓発等を行ってきたところであります。四月一日からは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、事業者による障害のある人への合理的配慮が義務化されることから、更なる普及啓発に取り組み、情報保障の推進とともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、村井県政の運営についての御質問のうち、政策立案についての学びの機会を職員に提供すべきとお尋ねにお答えいたします。

新・宮城の将来ビジョンの達成には、職員が客観的データや情報の有効性を理解し、的確なデータの収集・分析に基づいて、精度の高い政策を立案することや、その効果を測定し、更なる改善に生かしていくことが肝要であると認識しております。そのため、

県では、公務研修所で実施する選択制研修において、データの分析・可視化・活用の考
え方や手法等を学ぶ情報収集分析講座やデータ活用研修を実施しております。また、
東北自治研修所が実施する、根拠に基づく政策立案研修に職員を受講させているほか、
あらゆる分野の講座が豊富にそろうeラーニングの受講を促進するなど、様々な学びの
機会を提供しております。今後も引き続き研修内容等の充実を図りながら、職員の育成
に取り組んでまいります。

次に、職員の明確な行動理念についての御質問にお答えいたします。

県民に最適な行政サービスを提供するためには、職員一人一人が、県民ニーズに的
確に対応し、職務に当たることが重要であると認識しております。そのため、県では、
みやぎ人財育成基本方針において、我が県の目指す職員像として「創造性豊かで自律的
に行動する宮城県職員」を掲げております。職員には、宮城を愛する気持ちや、熱意に
あふれ、心が籠もったあつい志のほか、ピンチをチャンスとして捉える前向きさ、失敗
を糧とするしなやかな粘り強さを持ち、物事の本質を見極めながら、積極果敢に課題解
決に挑戦する使命があると考えております。今後も、全ての職員が使命感を持って職務
に当たるよう人材育成に努めながら、新・宮城の将来ビジョンの達成や県民サービスの
向上を推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱二点目、子供子育て世代への安全安心な環境構
築についての御質問のうち、性犯罪の統一化についてのお尋ねにお答えいたします。

青少年への性犯罪に対しては、刑法や児童福祉法等で規制されており、これらの法
の対象から外れる年齢や対象行為については、地域の実情を勘案し、各自治体の条例で
規制し、青少年を保護しているところです。我が県でも、青少年健全育成条例を制定し、
青少年の健全育成に努めているところであり、条例の運用に当たっては、北海道・東北
各県との意見交換や各都道府県と情報共有を行いながら、規定の妥当性等について随時
検討し、見直しを行っているところです。昨今の性犯罪の情勢を受け、国においては昨
年七月に刑法を改正し、性交同意年齢の引上げや性的行為を目的に大人が子供と親密な

関係を結ぼうとする、いわゆるグルーミング罪の新設などにより、条例が規定していた年齢や対象行為について、法律として統一的に整備する動きが進んでおります。県いたしましたしましては、まずは、こうした国の動向を注視しながら、今後必要に応じて知事会への働きかけなども含め、対応を検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、子供子育て世代への安全安心な環境構築についての御質問のうち、保育士資格の管理に関するデータベースについてのお尋ねにお答えいたします。

令和四年六月に公布された、児童福祉法等の一部を改正する法律には、児童へのわいせつ行為を理由に保育士資格を取り消された者に対する再登録の制限や、保育士を雇用する者がその情報を把握できるデータベースの整備などが盛り込まれております。データベースは国が整備を行い、都道府県知事は、保育現場からの報告などを基に、保育士がわいせつ行為を行ったと認められる場合には、保育士登録を取り消すとともに、その情報をデータベースに記録することになります。今年四月からの運用開始に向け、現在は各種情報の登録作業などを進めているところであり、円滑な運用に向けた準備に万全を期してまいります。

次に、自治体独自のDBS制度についての御質問にお答えいたします。

いわゆる日本版DBS制度の創設に関する法案は、昨年秋の臨時国会への提出が見送られ、現在開会中の通常国会に提案されるとの報道もありますが、いまだその詳細は明らかになっておりません。当該制度は、性犯罪や性暴力の未然防止などの効果が期待される一方、職業選択の自由や営業の自由、個人情報保護などとの関係において十分な留意が必要であることから、国においても慎重に検討がなされているものと承知しております。このため、法律で義務化の対象とならない事案について、自治体が独自に規制することは極めて難しいものと考えており、まずは国による法案提出に向けた検討状況をしつかりと注視してまいりたいと考えてございます。

次に、認可外の居宅訪問型保育事業者との連携についての御質問にお答えいたしま

す。

認可外の居宅訪問型保育事業者、いわゆるベビーシッターは、事業開始時などに都道府県知事への届出が必要であり、県においては、関係法令の通知のほか、書面やオンラインによる指導監査等を行っております。また、子供の預かりサービスのマッチングサイトに関しては、運営者が遵守すべきガイドラインが定められており、その中では、保育者の義務として都道府県知事への届出を証明する書類や、保育士証を保護者に提示することを求めるなど、安全な利用環境の実現に向けた取組が図られております。県といたしましては、今後、日本版DBS制度が具体化された際には、保護者が安心してサービスを利用できるように、必要な情報の周知等を行ってまいります。

次に、大綱三点目、若年層への障害福祉についての御質問のうち、若年層聴覚障害へのサポートの充実と、心理的安全性の確保についてのお尋ねにお答えいたします。

聴覚障害は、外見からは分かりにくい障害であり、聴覚障害のある方が抱えている生活のしづらさや困難は、周囲から気づかれにくいことから、年齢やライフステージにかかわらず、情報取得や意思疎通を円滑にできる環境整備が必要と認識しております。県として、若年層の聴覚障害者は把握しておりませんが、昨年度末時点で、身体障害者手帳所持者数のうち、聴覚障害者は五千八百八十八人であり、このうち百九十一人が十八歳未満の聴覚障害児となっております。県では、相談・情報提供、交流などの核的拠点として、みみサポみやぎを設置し、難聴者や中途失聴者を対象としたコミュニケーション教室など若年層も含めて、聴覚障害のある方が生涯を通じて安心して生活できるように、障害及び障害がある人に対する県民の理解や関心を高めるとともに、地域で支える体制づくりや情報保障のための環境整備に取り組んでまいります。

次に、補聴器を含む補装具に関する補助についての御質問にお答えいたします。

補装具は、身体の欠損、または損なわれた身体機能を補完・代替するために日常生活で使用するものであり、身体障害者手帳を所持している方などに対して、障害者総合支援法に基づき、所得に応じた自己負担のもと、市町村が実施主体となって、購入や修理等の費用を支給しておりますが、来年度から、障害児については、その健やかな育ちを支える観点から、所得制限が撤廃されることとなっております。このほか、県では、身体障害者手帳の交付対象とならない十八歳未満の難聴児の補聴器装用を図るため、市

町村振興総合補助金の対象事業として、難聴児補聴器購入助成事業を実施しております。今後も、必要な方が補聴器などの補装具を使用できるように制度の周知を図るとともに、他県の取組状況の確認等を行ってまいります。

次に、難聴に関する予防の普及啓発についての御質問にお答えいたします。

先天性の難聴については、新生児聴覚検査により早期発見に努めているほか、市町村の乳幼児健診でも検査を実施し、早期の治療につなげております。また、小児の難聴の要因として、風疹等の感染症によるものが多いと言われており、妊娠を予定、または希望する女性や、乳幼児に対する予防接種が重要であることについて、市町村とともに周知を図っております。更に、成人期については、騒音性難聴や音響性難聴などが予防可能だと指摘されておりますが、国が健康情報を提供するウェブサイトを、eーヘルスネットの活用など、耳鼻咽喉科医の協力も得ながら周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 警察本部長原幸太郎君。

〔警察本部長 原 幸太郎君登壇〕

○警察本部長（原 幸太郎君） 大綱二点目、子供子育て世代への安全安心な環境構築についての御質問のうち、小児性犯罪への対策等についてのお尋ねにお答えいたします。

令和五年中の県内における十三歳未満の者を対象とした性犯罪の認知件数は十六件で、この種事案は児童の心身に有害な影響を及ぼす、許すことのできない犯罪であると認識しています。県警察では、児童が親しみやすい標語を活用した防犯教室や、児童への声かけ事案認知時は、みやぎセキュリティメールによるタイムリーな注意喚起を行ってまいりました。昨年、児童福祉施設等で児童を対象とする犯罪が立て続けに発生したことを受け、同年十月、関係機関を招致して、児童の緊急安全対策会議を開催し、事案発生時の措置や、警察への早期通報等、施設管理者に対して児童の安全対策を求めたところです。今後も、同種会議や防犯教室の積極的な開催等、児童の安全確保に向けた施策を関係機関と連携して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） 御答弁ありがとうございます。まずは、大綱三点目に関するところから質問させていただきたいと思えます。

様々な面で保健福祉部長からも御回答いただきありがとうございます。ただ、ここで皆様にお伝えしたいことは、障害者雇用、国・地方自治体・公的機関でもお勤めになつていらっしゃる方は七万三千人近くおられます。国の調査では、国民のうち九・二%近い方が何らかの障害を抱えていると報告されています。これがWHOの中で、今後、聴覚障害者も含めて拡大していく。国会議員でも、全体の衆参合わせて四十七名が障害を持っている方で〇・一四%。この県議会で僕が若年性難聴者で、五十九人のうち一人しかいないわけです。ただ障害が、例えばこういう議会で、ということが課題にあるかどうかというのはまだまだ社会全体に意外と通じていないというのがこの国の現状でもあると思います。その上で、全然別のところですけれど、やっぱりこの難聴者とか、中途障害者、あと目に見えて分からない障害をお持ち方は、日頃の生活である程度心が強くないと生きていけないと自身でも感じておりまして、今、皆様の御答弁を聞いているときも、自分なりにすごく集中して聞き漏らしがないか、この回答の中で間違つたことを今この場で僕自身が言わないかどうか。この見た目で分からない障害をお持ちの方、例えばオストメイト、人工肛門の方だったりとか、失語・失声症の方だったりとか、例えば吃音症の方もそうだと思いますが、自分で何か恥ずかしいことをしてしまうというのは、すごく自尊心を削られていくような、そういういった感覚になっていくのです。だからこそ、そういうところに理解していただく社会というのはものすごく必要であつて、最終的には補聴器だったりとか実装具を含む、必ずその県の所得に係らないサポートをしていただきたいと思つているのですが、部長、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 御指摘のありましたとおり、やはり見た目からは分かり得ない障害をお持ちの方、様々な対応があるといった障害を抱える方はいらつしやるということでございます。そういう方に対するきめ細かなサポート、そして社会全体でそういう方々を支えていくための取組について、来年度から新しい障害者福祉計画も始まりますので、そういう観点からしっかりと取組を進めてまいりたいと思えます。

○議長（高橋伸二君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君）　ありがとうございます。所得制限を撤廃していくようなお話もありましたので、大人になってから耳が悪くなるという方もどんどん増えてきます。十八歳までとか、例えば六十歳以上とかではなくて、全年齢所得制限なしを将来に向けて御検討いただきたいと思っております。

　続けて、大綱二点目に関して質問させていただきたいと思います。

　先ほどDBSに関しては、まだ法案が通っていないというところもありますので、確定したところは具体的に申し上げにくいかと思っております。ただ、この点に関して、ぜひ、知事、こちらの全国知事会でもこのDBS制度というのは、注目・注視していただきたいと思っております。先ほど保育士の流れの中で、管理していくなら都道府県になるとか、自治体の関与というのも必ず明確になってくると思いますので、引き続きこちらに関しては、全国知事会のほうでも注視していただき、法案が通ったときに再度質疑させていただきたいと思っております。この上で、性犯罪に関して問題がありまして、実際に発生した犯罪被害者件数から認知件数を差し引いたもの、犯罪被害の暗数、把握できてない数字、この暗数の存在が犯罪被害の実態を把握することを困難にしているという報告があります。国の調査では、犯罪未申告の理由として、性犯罪に関してそこまで重大でなかった。次いで、どうしたらいいか分からなかったと被害者は回答しています。性犯罪は実数が捉えづらかったりとか、特に小児性犯罪というのは、子供がやはりその具体的に自分が何をされたかというのは、言葉にできないかと思っています。ただ、次にどうしたらいいのかわからないというところに関しては、こちらは警察でも広報告知し学校内に広げること、また県でも教育委員会と連携して対応・対処ができるのではないかと思います。本部長、御回答お願いいたします。

○議長（高橋伸二君）　警察本部長原幸太郎君。

○警察本部長（原　幸太郎君）　議員御指摘のとおり、性犯罪は被害が潜在化・深刻化する傾向にあることから、被害の兆候を見逃さない取組が重要であると認識しております。このため、県警察では、教育委員会と犯罪被害に遭うことを防止し、健全な育成を図るということを目的として情報交換を行っているほか、警察への早期通報・相談など、学校と警察が共同して取り組む具体的な措置について、協議しております。また、防犯教室開催時には、児童生徒・保護者に対し、犯罪被害に遭った際の声の上げ方などに

いても指導しています。今後とも、児童の安全確保に向けた広報啓発、これを進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋伸二君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君） ありがとうございます。ぜひ、この点に関しては、もっと県内全域に対して、小中高連携して再度取組のほうをお願い申し上げます。

県内高等学校及び高等教育の無償化、御回答ありがとうございます。予算の面に関しては、やはり東京、また大阪と規模が違うことは理解しております。ただ、私がお伝えしたかったのは、共産党さんみたく無責任に聞いているわけではなく、政府の方針に沿って、今、国自体がそういった動きになってきている。全国知事会会長として音頭を取る。ここがすごく大事であるとお伝えさせていただきたいと思えますし、経済やってきた、復興やってきた、村井知事、ぜひ今度は、子供・子育て世代にも目を向けて、こういうのを達成してきたということをもつて発信していただきたいと思います。思っていましたので、引き続き、県としても、そういった取組に向けては、御検討のほどよろしくお願いいたします。

最後に、大綱一点目に関して質問させていただきたいと思えます。

村井知事、初当選時、県内総生産名目八兆四千二百億円、前回当選時には九兆五千百億円、二〇二四年の先月一月記者発表では九兆六千四百九十六億円、初当選の際に公言した十兆円がもうほぼ近くまで来ておりますが、この任期中に十兆円を達成させる可能性、意気込みを教えてくださいませんか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 最大瞬間風速ですけれども、平成三十一年だったですかね、令和元年だったですか、一回十兆円は超えたのですが、その後コロナもあってまた下がってしまった、また今上がっています。半導体の工場、JSMCさんが稼働を始めると、恐らく十兆円はずっとコンスタントに行けるのではないかなというふうに思っております。ただ、稼働するまでにまず数年かかるとは思いますので、今任期中というのはいま来年の十一月まででございますので、今任期中はなかなか難しいかもしれませんが、その土台、礎はしっかりつくったのではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 七番高橋克也君。

○七番（高橋克也君）　ありがとうございます。ぜひ今年度任期中にしっかりと達成させていただきたいと思えますし、最後にお伝えしたいのは、村井知事が村井知事ではなくなっても、その政策をどんどん前に進めるように、この政策立案効果を進めるように、EBPMの推進をお願いして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございます。